

次世代せいび研究会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、次世代せいび研究会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「会社」という）との連携のもと、次世代自動車に関しての研修・情報提供を通して、会員企業の経営の安定と健全な発展を目指すとともに、お客さまの豊かなカーライフの創造と社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、会員向けに次の事業を行う。

- (1) 次世代自動車の整備を中心とした研修・講演会の提供
- (2) 自動車及び自動車に関する整備等の情報の提供
- (3) 各種優遇制度の提供
- (4) 各種サービスの斡旋
- (5) せいび技術相談による各種技術相談
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事業

(事務局)

第4条 本会は事務局を静岡県裾野市今里490-1に置く。

2. 本会はあいおいニッセイ同和自動車研究所（以下「研究所」という）が主体となり、会社との連携のもと運営する。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の各号すべてに該当する自動車整備事業者とする。

- (1) 会社・研究所が認める自動車整備事業者
- (2) 本会の目的に賛同し、次世代自動車の整備等に関する研究事業に協力的に参加する自動車整備事業者

(会員の義務)

第6条 会員は、次の義務を負う。

- (1) 会則及び会議の決議を遵守する義務
- (2) 会費を納入する義務

(IDおよびパスワードの管理)

第7条 会員は、入会後に当会が付与するIDおよびパスワードの管理責任を負うものとし、会員以外の第三者に開示、漏洩しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 会員登録時および各種サービス利用時に提出のあった会員情報については、厳正に管理し、下記利用目的のために会員情報を利用するものとする。

・利用目的

- A) 当会サービスメニューの提供
- B) 電子媒体（電子メール等）、電話等による情報提供
- C) 市場調査、データ分析、アンケートの実施等、新サービスの研究・開発
- D) 会員情報の管理
- E) その他本サービスの円滑な運営、サービス内容の向上のために必要な行為

（入会）

第9条 本会に入会を希望する者は所定の入会申込書を研究所に提出しなければならない。

（会費）

第10条 会員は別に定める会費を納入するものとする。

（退会）

第11条 会員が退会しようとするときは、退会届を研究所に提出しなければならない。

2. 会員が次の各号に該当するときは、研究所と会社との協議によりこれを退会させることができる。

- (1) 本会の名誉を汚し、または信用を失うような行為があったとき
- (2) 本会の秩序を乱す行為があったとき
- (3) 会員として、本会則第6条の義務を履行しないとき
- (4) 第6条（1）会費を納入する義務に関しては、会費が4か月未納となった当月から退会扱いとする。
- (5) 「せいび技術相談利用に関する規定」第2条、第3条いずれかの条項に違反し、是正の催告に応じなかった場合

（会費の返却）

第12条 会員が退会となった場合、すでに納付した会費は返却しない。

次世代せいび研究会の会費に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、次世代せいび研究会会則第10条の会費に関する事項を定める。

（会員の会費）

第2条 会員の会費は、年会費 30,000 円（税別）とする。

- 2. 会員は年会費の半期分を、年2回本会が定める月に会員指定の口座から自動引き落としにより研究所へ納入するものとする。口座引き落としにあたっては、株式会社アプラスが集金代行業者として口座引き落とし手続きを行うものとする。
- 3. 本会が定める口座からの引き落とし月は、2回目以降は毎年5月、11月とする。

※1回目の引き落とし月は本会加入日より異なる

第3条 会員が退会する場合、会費引き落とし月の前々月末までに退会届が事務局に提出されない場合は、引き落とした会費は返還しない。

せいび技術相談利用に関する規程

(情報提供範囲)

- 第1条 あいおいニッセイ同和損保の損害保険代理店委託の自動車整備事業者へは、
国産9社（乗用車）の整備情報を提供する。
（トヨタ、日産、スバル、ホンダ、三菱、マツダ、ダイハツ、スズキ、いすゞ）
2. あいおいニッセイ同和損保の損害保険代理店委託のない自動車整備事業者へは、
三菱自動車工業株式会社以外の整備情報を提供する。
3. セキュリティ関係・GR スープラ・輸入車・大型車(2t 超)・二輪・指数・DOP・架装
等の後付け装置は、せいび技術相談の対象外とする。
4. 各メーカーとの著作物利用許諾契約上、提供する整備情報はFAX送信とする。
5. せいび技術相談の受付対応は、入会申込時に登録した電話番号のみに限定する。

(第三者への開示・漏洩)

- 第2条 電子技術マニュアルおよびサービス情報を含む一切の事項につき、第三者に開示・
漏洩してはならない。

(禁止事項)

- 第3条 次の各号に該当する行為を禁止する。
- (1) 電子技術マニュアルおよびサービス情報の自動車整備(修理を含む)以外で
使用すること
 - (2) 電子技術マニュアルおよびサービス情報の使用を国外で使用すること
 - (3) 電子技術マニュアルおよびサービス情報を、譲渡、使用許諾、貸与、担保提供
および質入等すること
 - (4) 電子技術マニュアルおよびサービス情報の改変・改造等の現状変更をすること
 - (5) 第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の一切の権利を侵害する行為又
は侵害するおそれのある行為
 - (6) 電子技術マニュアルおよびサービス情報を電子データとして複製、複写、転載、
上映、公衆送信、口述、展示、貸与、改変、配布すること
 - (7) 電子技術マニュアルおよびサービス情報を複製、複写、転載、上映、公衆送信、
口述、展示、貸与、改変、配布すること
 - (8) その他前各号に準ずる行為

2019年7月31日制定
2020年2月3日改定
2022年9月1日改定
2025年10月1日改定